

春日井市上下水道事業経営審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、春日井市附属機関設置条例(平成27年春日井市条例第2号)第4条の規定に基づき、春日井市上下水道事業経営審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の役員又は職員
- (3) 水道及び下水道の大口使用者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 公職をもって委嘱された委員が、その職を離れたときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のとき

は、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、議事の内容に応じ必要と認める場合は、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。）を送信して可否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「の出席がなければ会議を開くことができない」とあるのは「が可否を表明しなければ成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「可否を表明した委員」と読み替えるものとする。

(令4 上下水管規程1・追加)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道部上下水道経営課において処理する。

(令4 上下水管規程1・旧第6条繰下)

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(令4 上下水管規程1・旧第7条繰下)

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年上下水管規程第1号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。